

たばこ対策についての意見書

東京都民の健康寿命の延伸と元気で活力ある健康的な環境の実現及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のホストシティの責務として、対策を可及的速やかに実施及び推進をし、最終的には、たばこのない社会を目指しながら、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 たばこ（加熱式たばこ等の新型たばこを含む）の自分や他者に及ぼす有害性について、都民が十分な理解を得られるよう努めること。
- 2 公共の場における実効性のある完全な受動喫煙防止が達成できるよう、東京都内自治体と東京都は密な協力をしていくよう努めること。
- 3 未来の担い手である子供たちに対して、禁煙教育の徹底・充実に向けて、東京都内自治体と東京都は密な協力をしていくよう努めること。
- 4 家庭内等個人的な環境であっても、有害な受動喫煙を子供たちが受けるということは、いわば虐待と同義である。しっかりとそのことを都民に啓発し、家庭内や車中での受動喫煙防止対策の規制をしていくよう努めること。
- 5 2010年にIOCとWHOが合意をした「たばこのない五輪」を東京都は推進し、飲食店においては、非喫煙者、妊婦、子供、がん患者等も利用する「公衆の集まる場」との認識からも、都内飲食店における全面禁煙の実施に向けての規制をしていくよう努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

（議決日）平成30年3月16日

（送付日）平成30年3月19日

（送付先）東京都知事